

法人会ニュース



女性部会老人ホーム慰問（10月23日）

壱岐法人会女性部会は地域社会貢献活動の一環として
「手作りの慰問」として壱岐老人ホームを継続して訪問しております

法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者を目指すものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します。

消費税納期内納付

 法人会 一斉運動

発行所

 社団法人 壱岐法人会

広報委員長 柳 澤 護

事務局

壱岐市郷ノ浦町東触590番地4
TEL・FAX 0920 (47) 5880
Email: ikifojin@siren.ocn.ne.jp
<http://iki.or.jp>

関係団体定期総会終了

（親 会）

去る5月21日、郷ノ浦町ステラコート太安閣において第21回定期総会を開催しました。安田税務署長始め来賓23名をお迎えし、出席者236名（内本人出席98名）議長に篠崎修氏を選出し、議案審議に入り、会議案を満場一致をもって原案通り決議しました。特に今年度は来たる公益法人認定を見据えて、公益法人としての諸条件を加味した事業計画（案）を提案しました。総会終了後、秋月枝利子氏による「聴く、観る、触れる絆」と題した記念講演を拝聴した。



秋月枝利子氏講演風景

（青年部会）

去る5月29日、郷ノ浦ビューホテルで第20回青年部総会を開催しました。事業報告の中で、恒例の事業に加えチャリティーゴルフ大会を開催し、チャリティー募金金36,000円は全法連を通じて東日本大震災の義援金に送ったことが報告されました。今年度も親会の公益法人化に伴い、青年部会の活動にも、より公益性の高い事業内容が提案され承認されました。総会終了後に安田税務署長の「壱岐に思う」と題した卓話を拝聴しました。署長は初めて壱岐に赴任されての1ヶ年をふりかえられ、次のような話をされました。壱岐の観光を宣伝する時に豊かな

自然を伝えるべきだ。早朝から鳴くうぐいすの声、入江に富んだ地形と共に多くの古墳にも恵まれている。たゞ景勝地に至る道路の清掃が行われていない。石像等は昔のまゝに放置され来訪者に響くものが足りない。その設置場所を考えてはどうか、売店も内容が乏しい。

壱岐特産のみやげものがほしい。そして四季おりおりの展示館があれば周年を通じての来島者にも印象に残るものがあるだろう等、壱岐観光の現実を的確に指摘してのお話に聴き入っております。

（女性部会）

去る6月7日、芦辺町、味処うめしまにおいて、女性部会第14回定期総会が開催されました。業務報告の中で恒例の老人ホーム慰問、租税教室開催、税の「絵はがきコンクール」ボランティア、ウォーキング事業等、部会活動は公益性の高い事業にうちうちされ、法人会活動の先兵としての役割を果たしていることが報告されました。

今年度の事業計画においても、恒例事業を実施して、公益法人としての使命を果たしたい旨が報告され、承認されました。

総会終了後に安田税務署長による「家族」と題した卓話を拝聴しました。署長は、家庭の猫を対象として家族との「絆」を語られ、動物といえども愛情を傾ぐことによって生れる絆の温かさを語られました。昨今の希薄な世相の中で何かを考えさせる内容の卓話を頂きました。壱岐女性部会の活動は関係機関の中でも高い評価を受けており、今後の壱岐法人会の公益法人化と共に女性部会の活動は益々活発になっていくものと大きな期待を致しております。

～国税電子申告・納税システム（e-Tax）が便利です～



国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、国税に関する各種手続（①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等）が自宅やオフィスからインターネットを通じて行うことができます。

平成25年度 税制改正に関する提言

(全法連税制改正提言抜粋)

平成25年度税制改正に関し、全法連は先の総会で下記のような提言内容を決議しました。今後関係機関への提言が、全国的に行われています。

(基本的な課題)

当会は平成25年度税制改正にのぞみ、企業が将来に向かって活力を維持し雇用確保など、社会的な責任を果たすことができる税制環境の整備確立。

(主要要望事項)

I 東日本大震災からの復興に向けて

今回の大震災は、巨大津波が東北3県に及び2万人を超す死者、行方不明者を出したこと、加えて原発事故による放射能汚染が広範囲に及び今なお被災生活を強いられていること。一方中小企業を含めサプライチェーンの寸断が世界の物作りにおおきな影響を与えた。これら被災地域の復興こそ重要である。復興財源については、今に生きる我々の責任において負担することを大前提とすべきである。まず、不要、不急の歳出の見直しを行い、なお不足する場合は臨時的な増税もやむを得ない。更に又、震災特別法の施行等により、引き続き被災地企業に適切な措置を求める。

II 社会保障と税一体化について

社会保障と税の一体改革関連法案の成立により、平成26年度からの消費税率が段階的に引き上げられることとなるが、消費税増税に際しては以下の点に配慮し、国民企業の理解を得ること。

(1) 政治改革・行政改革の断行

国民に負担を強いるに当たり、「先ず隗よりはじめよ」との意識をもって聖域なき、行政改革の断行。

(2) 経済状況への配慮

引き上げの時期等には景気への影響に配慮し経済活性化のための措置を講じる。

(3) 中小企業への配慮

価格競争における立場の弱い中小企業が適正

に価格転嫁（特に事業者間取引における転嫁）ができるよう、確実な実効を担保する措置を講じるよう強く求める。なお、財政の健全化と持続可能な社会保障制度の確立は我が国の最重要課題の一つである。社会保障制度の見直しに当たっては、少子高齢化の進展による財政需要の増大を踏まえると共に、人件費の抑制は不可欠と考える。更に又、財政健全化目標のためにも、増税のみに転ずるのではなく歳入とのバランスの均衡を図り、歳出の削減に努めよ。

III 法人税の引き下げ

近年、アジア、欧州各国で法人税率の引き下げが行われ、我が国との間で税率較差が広がっている。我が国も23年度税制改正により法人税が25.5%に引き下げられたが、我が国企業の国際競争力強化に加え、国内産業の空洞化防止、外国企業の日本への投資誘致などの観点から、法人の税負担の更なる軽減を求める。

(1) 法人税実効税率30%以下の実現

アジア主要国並みの実効税率の引き下げを求める。

(2) 軽減税率の恒久化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率15%恒久化とその適用所得金額を1600万円程度（現行800万円）に引き上げを求める。

IV. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大宗を占める中小企業の相続税、贈与税に係る納税猶予制度の要件緩和と充実を求める。

税を考える週間

テーマ：税の役割と税務署の仕事



国税庁では、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、さまざまな広報・広聴活動を行っています。

★ 主な行事 ★

- 11月10日(土)・11日(日)
JAフェスタ(税のひろば)にて税金クイズ等開催
- 11月上旬～中旬
新聞、各種会報誌等で税に関するPR

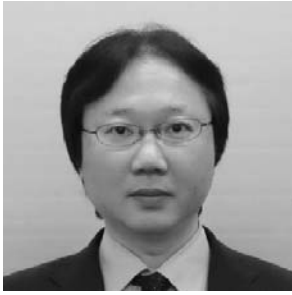
税を考える週間

11月11日～17日 国税庁

この機会に、税について考えてみませんか？

香取税務署

協賛：香取税務署管内税務連絡協議会



ごあいさつ

壱岐税務署 調査部門

統括官 阿 部 幸 紀

本年7月の異動で福岡税務署から参りました阿部でございます。

壱岐法人会の皆様方には、平素から租税教育・e-Taxの普及促進をはじめ税務行政全般につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、壱岐署をはじめ長崎県内の勤務は、初めてでございますが、出身が壱岐の対岸の福岡県糸島市ということもありまして、当地での勤務を身近に感じているところでございます。

壱岐は、古代からの歴史と豊かな自然環境に恵まれ、また、人情味あふれる地域という印象を持っております。このようなすばらしいところで仕事をさせていただきますことを大変光栄に存じております。

今後は、法人会の役員の皆様や多くの会員の皆様のお話をお伺いしながら、仕事をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、壱岐法人会におかれましては、本年7月に長崎県公益認定等審議会より公益法人の移行認定の答申があった旨お伺いしております。

これもひとえに、長田会長をはじめ役員の皆様方の熱心なご指導のもと、会員の皆様方が積極的な事業活動を展開された賜物であります。

私どもといたしましても、法人会の活動が一層充実したものとなりますよう、引き続き皆様と意思の疎通を図り、従来にも増して協調、信頼関係を深めてまいりたいと考えておりますので、今後とも税務行政に対しまして、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、壱岐法人会の益々のご発展と会員の皆様方の更なるご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

平成24年度 壱岐税務署 人事異動名簿

平成24年7月10日付

《 転 出 》

(敬称略)

氏 名	所 属	職 名	新 所 属	発 令 事 項
山 本 理一郎	総 務 課	総 務 係 長	福岡国税局 課税第一部 審理官付	国 税 実 査 官
桑 原 一 郎	総 務 課	上席国税徴収官	筑紫税務署 管理運営第三部門	統括国税徴収官
古 城 一 宏	調査部門	統括国税調査官	若松税務署 個人課税第一部門	統括国税調査官
名 田 協	調査部門	上席国税調査官	辞職	—
樋 口 暁 生	調査部門	上席国税調査官	博多税務署 特別国税調査官付（法人税担当）	上 席 国 税 調 査 官

《 転 入 》

氏 名	所 属	発 令 事 項	旧 所 属	旧 職 名
古 賀 貴 光	総 務 課	総 務 係 長	福岡国税局 調査査察部 特別国税査察官付（博多派遣）	国 税 査 察 官
古 賀 登志雄	総 務 課	上席国税徴収官	福岡税務署 管理運営第四部門	上 席 国 税 徴 収 官
阿 部 幸 紀	調査部門	統括国税調査官	福岡税務署 特別国税調査官付（総合調査担当）	連 絡 調 整 官
野 田 一 弘	調査部門	上席国税調査官	西福岡税務署 個人課税第一部門	上 席 国 税 調 査 官
大 河 義 知	調査部門	上席国税調査官	佐賀税務署 特別国税調査官付（法人税担当）	上 席 国 税 調 査 官

女性部活動風景

(1) いちごプロジェクト

去る7月21日、全法連女性部会連絡協議会の呼びかけに応じ、壱岐市内4ヶ所において「無理なく節電」を呼びかけると共にチラシ、うちわ等を配布し「節電」の周知に務めました。



(2) 税 務 研 修 会

去る、9月12日、女性部会主催の税務研修会を開催しました。講師に壱岐税務署、安河内課長、阿部統括官、壱岐市保健課 長尾さんをお迎えして税に関すること、健康に関すること等を研修しました。



(3) 老人ホーム慰問

去る10月23日、女性部会が壱岐老人ホームを慰問しました。部会員が独自に持ち寄ったタオル・石鹸・ティッシュ等を贈呈すると共に、女性部会員による舞踊や合唱を披露して、老人慰問の1日を過ごした。



(4) 東福岡法人会女性部会との交流

去る10月29日、東福岡法人会女性部会の来島を期に双方の交流を行い年間活動状況等を発表すると共に、それぞれの親睦を深めました。



青年部活動風景

(1) 一支国幼児相撲大会

去る9月1日、幼児相撲大会実行員会主催の当大会が開催されました。法人会は後援すると共に、青年部会が行事の補助的役割を行い、運営に参画しました。



(2) チャリティーゴルフ大会

去る10月21日、青年部会主催の第2回チャリティーゴルフ大会を開催しました。参加者36名を数え、チャリティー募金36,000円は全法連を通じ、東日本大震災被災者支援に寄附しました。



特定健診・がん検診を受けましょう

吉崎市健康保健課 保健師 中野 美保

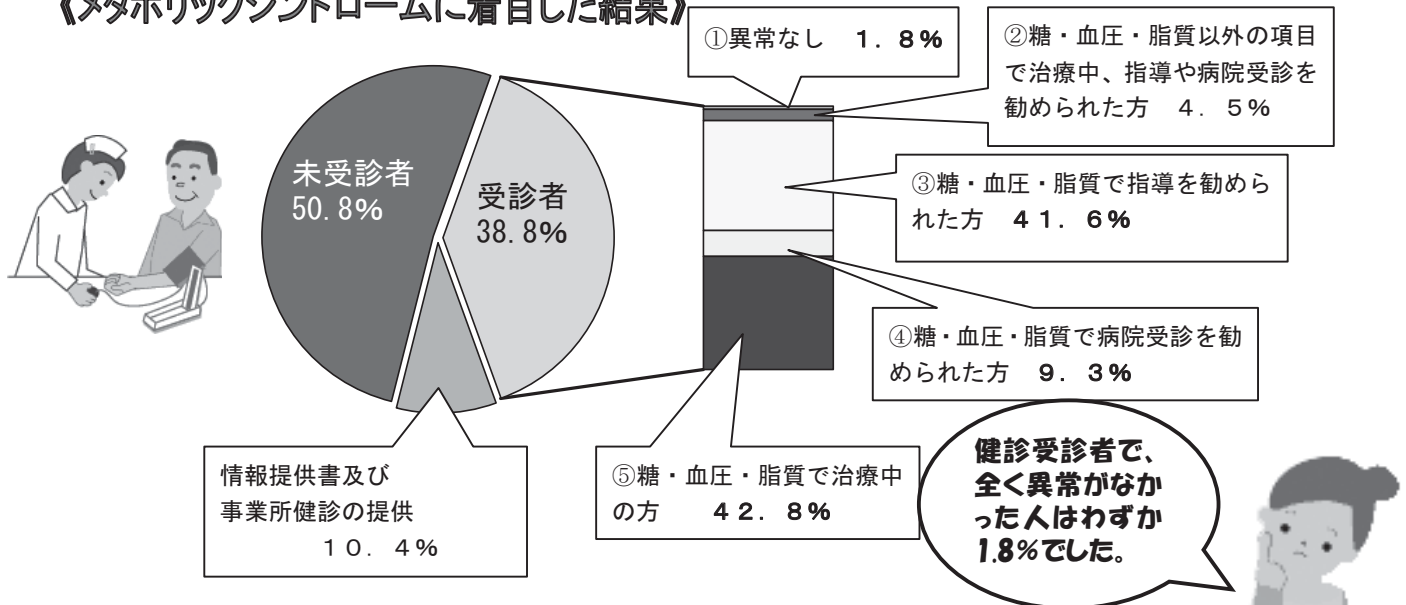
【特定健診】（対象：40～74歳）6月～11月末まで

（吉崎市国民健康保険）

受診率	H20	H21	H22	H23	H24
目 標	33.3%	35.0%	45.0%	50.0%	65.0%
達 成	26.9%	33.3%	36.0%	49.2%	めざせ 65%

（平成23年度 国民健康保険の特定健診 受診者状況）

《メタリックシンドロームに着目した結果》



自覚症状がない場合も多いので、年に1回は身体・血液の状態をチェックしましょう。

【がん検診】

施設検診：6月～11月末まで

集団検診（胃・肺・大腸）：10月21日～10月31日

（乳・子宮）：12月3日～12月13日

☆乳がんの早期発見について☆

乳がんを早く発見するためには・・・

- ① 乳がん検診を受けましょう。 ② 毎月1回の自己検診を行いましょう。

☆自己検診のポイント☆

- ① 自己検診の時期：（閉経前）月経が始まって1週間くらいが適しています。

（閉経後）毎月1回一定の時期に行いましょう。

- ② 方法：

- 1) 入浴時や着替えのときに、鏡の前で腕を上げ下げなどのポーズをしながら目で確認します（視診）。
- 2) おやすみ前に、あお向けの姿勢で乳房やわきの下のリンパ節を触ります。
- 3) 指の腹を使って乳房全体をくまなく触れてみましょう。
- 4) 自己検診を毎月続けて行うことで、正常時の状態を知ることができ、小さなしこりや異常に気づくようになります。

～国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用するには～

事前に「電子申告・納税等開始届出書」を所轄税務署に提出するほか、電子証明書やICカードリーダライタを準備してください。

なお、「電子申告・納税等開始届出書」は、インターネットを利用して提出（送信）できます。

(注) 1 公的個人認証サービスによる電子証明書の具体的な取得方法及び費用については、住民票のある市区町村へお尋ねください。

(注) 2 公的個人認証サービスによる電子証明書の有効期間は、発行の日から起算して3年間です。有効期限が切れた場合には、電子証明書を取得した市役所等の窓口において、再度取得していただき、e-Taxへ再登録を行ってください。

詳しくは e-Tax ホームページへ www.e-tax.nta.go.jp



【確定申告書等作成コーナー利用促進】

ご自宅等から
申告書等の作成は、国税庁ホームページの

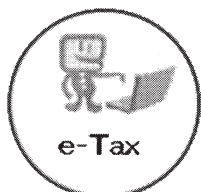
www.nta.go.jp

国税庁



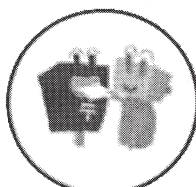
便利な

「確定申告書等作成コーナー」
をぜひご利用ください！



インターネット
で送信！

又は



印刷して郵送等
で提出！



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書のほか収支内訳書や青色申告決算書などを作成することが出来ます。

※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、IC カードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

雑 感

夕暮れの街に漂う、金木犀の豊かな香りが季節の移ろいを感じさせるようでございます。

さて、昨今の世相のいくつかに眼を点じます時、政治は混沌とした様相を深め、今後どのような展開のもとに進むのか予測だにつきませんが、消費税の増税だけは大きな負担となって申し掛かってくるようです。消費税はすべての国民に平等に付加されますだけに、その用途についても厳しい透明性を求めたいものです。一方尖閣、竹島と我が国領土に関する隣国との紛争が広く経済活動にまで尾を引いて、我が国より外国への進出企業にまで危害を加える光景には、国民の多くが憤りをおぼえていることでしょう。今後私達は国の主権を守ること、そして隣国との共存を図ることのむずかしさを認識させられることともなりましょう。

こうした重苦しい話題の続く中であって、法人会の事務所を手に入れることができました。従来壱岐自家用車協会よりお借りして久しいものがございますが、この度、自家用車協会様のご英断により自前の事務所を持つことができました。いみじくも今年は法人会が公益法人認定取得という節目の年に当り、事務所取得は今後の活動にも大きな糧となるものかと考えます。

茲に、法人会事務所取得という朗報をご報告申し上げ雑感とさせていただきます。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください。

おうちで作成 ネットで申告

詳しくは

e-Tax ホームページへ www.e-tax.nta.go.jp

